

使途指定寄附金の募集にかかわる募金目論見書

1. 募金名称

「公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター支援金」とする。

1. 募集理由

公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンターでは、阿蘇管内 7 市町村及び上益城郡山都町（旧蘇陽町）が一体となって、地域振興、観光振興、環境・景観保全、情報発信事業を広域で取り組んでいます。

また、平成 28 年熊本地震により甚大で広範囲に及ぶ被害を受けている阿蘇地域の元気を取り戻すための復興に関する事業に対しても助成を行います。

そこで当財団では、支援にご賛同いただける皆様から広く寄附を募り、公益認定を受けている事業の財源に充当いたします。

2. 募集総額

8, 000, 000 円

3. 募集対象

支援に賛同する個人・団体・企業等

4. 募集期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）から 12 月 28 日（月）まで

5. 資金使途

熊本県より認定を受けている「公益目的事業 2 地域の元気再生による地域力向上」（適正な募集経費を含む）に 100% 充当します。

なお、事業内容につきましては、当財団ホームページ <http://www.asodc.or.jp/> をご覧ください。

6. 申込方法および募金方法

①「寄附申込書」に必要な事項をご記入のうえ、当財団事務局にFAXまたは電子メール、郵送でお送りください。

FAX番号：0967（22）4801

電子メールアドレス：kifu@asodc.or.jp

（申込書は当財団ホームページ <http://www.asodc.or.jp/> よりダウンロードをお願い致します。）

②お近くの金融機関から下記口座へお振込みをお願い致します。

* 肥後銀行の窓口からのお振込みについては、振込手数料がかかりません。

* その他の金融機関等、ATM、ネットバンキングからのお振込みにつきましては振込手数料がかかります。振込手数料はご負担ください。

【お振込先口座】

銀行名：肥後銀行

支店名：宮地支店（店番号：221）

預金種類：普通預金

口座番号：1420274

口座名義：公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター支援金

口座名義カナ：ザイ）アソチイキシシコウデザインセンターシエンキン

7. 寄附金に対する税法上の優遇措置（控除）について

法人、個人ともに寄附に関する税の優遇措置があります。

- ・法人…「特定公益増進法人に対する寄附金」として一部金額に限り損益算入できます。
- ・個人…特定寄附金として、寄附金控除の適用を受けることができます。

（税額控除の適用は受けられません）

【参考（法人）】

国税庁ホームページ（寄附金控除）：

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

[資本金等の額×12分の当期の月数×1000分の3.75+所得の金額×100分の6.25]
×2分の1

関連法令条文

法人税法第37条（寄附金の損金不算入）

法人税法施行令第77条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

【参考（個人）】

国税庁ホームページ（寄附金控除）：

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

次のいずれか低い金額-2千円=寄附金控除額

イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等の40%相当額

関連法令条文

所得税法第78条（寄附金控除）

所得税法施行令第217条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

*なお、税制は変更されている場合がございますので、詳細につきましてはお近くの税務署にお問い合わせください。

8. 寄附者氏名の公表等

個人情報取り扱いについて

当財団では、寄附者の氏名や個別の金額等は特別の場合を除き公表しません。

9. その他

（お問い合わせ）

〒869-2612

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 2402

熊本県阿蘇総合庁舎内

公益財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

（寄附担当）

電話：0967-22-4801

FAX：0967-22-4802

E-mail： kifu@asodc.or.jp

URL： <http://www.asodc.or.jp/>